婚姻届を提出された方へ



ご結婚おめでとうございます。

休日・夜間受付で婚姻届を提出された方は、後日該当項目の手続きをしてください。

受付時間:午前8時30分~午後5時15分 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は除く)

場 所:刈谷市役所

富士松支所(住所の変更、印鑑登録のみ) ※各市民センターでは手続きができません。

項目	説明	届出期間	手続きに必要なもの	担当窓口
住所の変更	刈谷市への引越し(転入) 刈谷市内での引越し(転居)	引越しした 日から 14 日 以内	・本人確認書類(運転免許証等) ・マイナンバーカード ・転出証明書(市外から転入 の場合)	
	刈谷市外への引越し(転出)	引越し予定 日の 14 日前 から		市民課 (1階) Tm 62-1009
印鑑登録	氏による印鑑登録をされている方は、婚姻届に より氏の変更があった場合、印鑑登録は抹消さ れます。新たに印鑑登録が必要です。	印鑑登録が必要な時	・登録する印鑑 ・本人確認書類	富士松支所 1 <u>1</u> 36-1111
旧氏の記載	婚姻前の氏を住民票、マイナンバーカードに記載することを希望する場合は、別途手続きが必要です。	婚姻後、新し い戸籍が作 られてから	・婚姻後の戸籍謄本	
国民健康保険	国民健康保険に加入している方は、氏、住所等の変更があった場合は手続きが必要です。	婚姻日から14日以内	・健康保険証 ・印鑑 ・届出者の本人確認書類 ・マイナンバーのわかるもの	国保年金課 (1階) Tm 62-1206
国民年金	国民年金に加入している方は、氏等の変更があった場合は手続きが必要です。	婚姻日から 14日以内	・年金手帳	国保年金課 (1階) Tel 62-1207

[※]詳細については、担当課にお問い合わせください。